

避難ってなんだろう？
覚えておきたい**14**のこと



安中市マスコット こうめちゃん

平成29年3月
安中市

目 次

0	はじめに.....	2
第1章	避難に関する基本的な事項	
1	避難所の種類・流れ.....	2
2	市がお知らせする避難に関する情報.....	2
3	避難所を時期別に分けてみる.....	2
第2章	避難所が開設されたら・・・	
4	避難するときに気をつけるべき点.....	2
5	避難所の開設・解錠.....	2
6	避難者の受入れ.....	2
7	避難者カードの書き方.....	2
8	災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板.....	2
第3章	避難所の運営は？	
9	避難所の運営主体.....	2
10	居住スペースが決められます.....	2
11	避難所生活のルール.....	2
12	避難所運営本部とは？.....	2
13	避難所運営で配慮する点.....	2
第4章	避難所の閉鎖はいつ？	
14	避難所の縮小・統合・閉鎖.....	2
資料編		
資料1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧.....	15
資料2	避難者カード.....	19

0 はじめに

阪神・淡路大震災では、約31万人が6ヶ月間、東日本大震災では、岩手、宮城、福島で約41万人、全国合計では約47万人が最長で2年9ヶ月もの間避難所生活を余儀なくされました。

ひとたび災害が起こると、避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となります。しかし、東日本大震災では、避難所における「生活の質」には課題が多く、多くの被災者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活でありました。

この東日本大震災の教訓や、法律等の改正を受け、市では、避難所の開設から閉鎖されるまでの運営方法等についてまとめた「安中市避難所開設・運営マニュアル」を策定しました。

本パンフレットは、このマニュアルを要約し、避難について啓発を行うため、「避難ってなんだろう？覚えておきたい14のこと」として作成しました。このパンフレットは、14事項の避難に関する基本的な知識についてまとめています。日頃からこれらのことを確認しておき、いざというときに備えておきましょう。

なお、このパンフレットは、今後の法改正や国・県の計画、指針等の改正に併せ、また、市の訓練等を踏まえ適宜見直しを行うものとします。



平成19年（2007年）新潟県中越沖地震 避難所内の様子
（出典：一般財団法人消防防災科学センター）

第1章 避難に関する基本的な事項

この章では、避難について、避難所について確認していきます。

- 1 避難所の種類・流れ
- 2 市がお知らせする避難に関する情報
- 3 避難所を時期別に分けてみる



1 避難所の種類・流れ

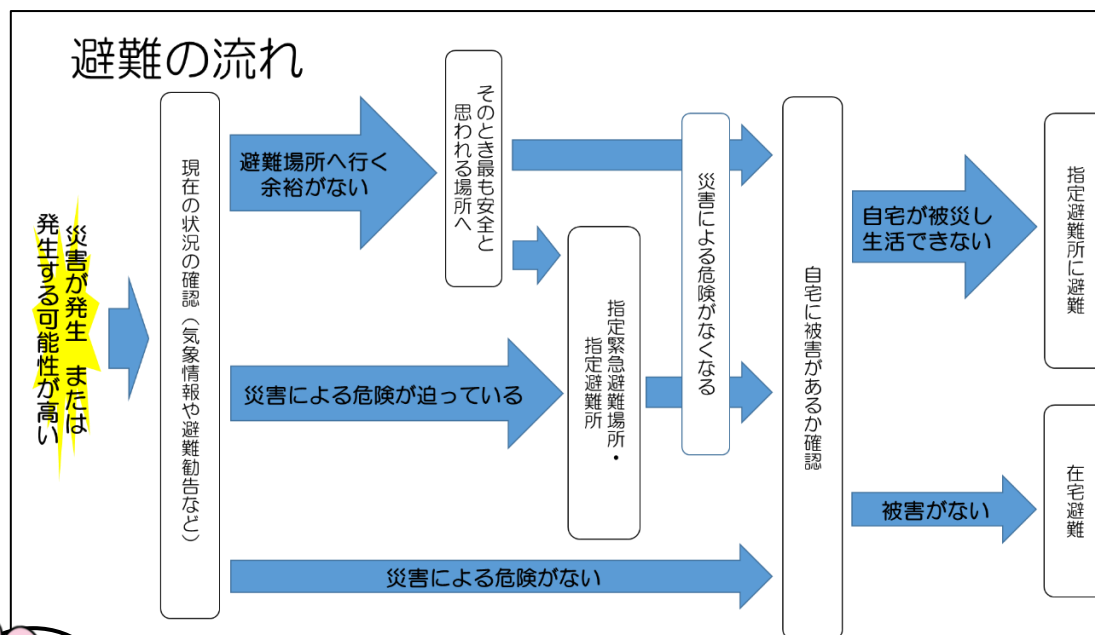
キーワード

避難所は大きく分けて2種類あります。また、避難の流れも確認しましょう。

避難所については、下記の2種類があり、市でそれぞれ指定しています(資料1参照)。いざというときでも、安全・確実に避難できるように日頃から避難場所や避難所の位置を確認するとともに、避難経路についても確認し、家族で共有するようにしておきましょう。

指定緊急避難場所	災害による危険が迫っている状況で、指定避難所（学校、公民館など）まで避難することに危険が伴う場合などに、緊急的・一時的に身の安全を守るための場所です。
指定避難所	地震や風水害などの災害で被災し、自宅で生活できない方が一定期間生活するための施設です。

※ 市では次のような避難の流れを推奨しています。



こうめちゃんのつばやき①

「避難」＝「避難場所や避難所へ行く」ではありません

早い段階で安全な場所に避難することが原則ですが、逃げ遅れてしまった場合など、状況によっては避難場所や避難所にとらわれずに、自宅の2階以上への垂直避難なども含めて、命を守るために、その場そのときの最も安全と思われる行動をとりましょう。

2 市がお知らせする避難に関する情報

キーワード

避難に関する呼びかけは3種類。名称ととるべき行動を覚えておきましょう。

市は、災害が発生又は発生のおそれがある場合、安中市地域防災計画及び災害対策基本法に基づき、市民等に対し、防災行政無線、安中市メール配信サービス、緊急速報メール及びテレビ・ラジオ等により次の避難に関する情報を発令します。

情報名	発令する状況	緊急度	避難の対象者・とるべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	人的被害の発生する可能性が高まった状況で発令	小	避難行動に時間を要する方は避難を開始してください。
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で発令	中	避難勧告の対象範囲にいる全ての方が避難行動をとってください。
避難指示（緊急）	人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況で発令	高	避難指示の対象範囲にいる全ての方は直ちに避難行動をとってください。

3 避難所を時期別に分けてみる

キーワード

避難所開設から閉鎖までの大まかな区分を確認しましょう。

避難所の開設から閉鎖までは、概ね5つの区分に分けることができますが、小規模な災害等において3日程度で避難所を閉鎖する場合は、初動期から閉鎖期に移行するなど臨機に対応します。

区分名	想定される時期	概要
初動期	発災直後～3日程度	発災後の混乱の中、避難所開設・運営を行うための業務を行う時期
展開期	3日～1週間程度	避難所での運営組織や規則等を確立する時期
安定期	1週間～2週間程度	避難者の多様化するニーズに対して、柔軟な対応が必要となる時期
撤収期	2週間～3ヶ月程度	ライフラインの復旧に伴い、避難者が減少する時期
閉鎖期	状況に応じて	災害対策本部や施設管理者等と協議の上、避難所の統廃合を行う時期

第2章 避難所が開設されたら・・・

この章では、避難所が開設された場合について確認していきます。

- 4 避難するときに気をつけるべき点
- 5 避難所の開設・解錠
- 6 避難者の受入れ
- 7 避難者カードの書き方
- 8 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板



4 避難するときに気をつけるべき点

キーワード

避難するときに持って行くべきもの、気をつけるべきことを確認しましょう。

1 避難する場合に持って行くもの

避難所の備蓄品には限りがありますので、自ら備えておくことが大切です。下表を参考に、平時から非常持ち出し袋として、両手の空くりュックサック等に必要品を入れ準備しておきましょう。

非常持ち出し袋に入れておくもの	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 予備電池
	<input type="checkbox"/> ロープ	<input type="checkbox"/> ろうそく	<input type="checkbox"/> 非常食
	<input type="checkbox"/> マッチ・ライター	<input type="checkbox"/> ティッシュ	<input type="checkbox"/> ビニール袋
	<input type="checkbox"/> 洗面用具	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 飲料水
	<input type="checkbox"/> 缶切り・栓抜き	<input type="checkbox"/> 下着類・衣類	<input type="checkbox"/> 医療品
避難時の必需品	<input type="checkbox"/> 雨具（カッパ）	<input type="checkbox"/> 生き抜く術の心得帖	
	<input type="checkbox"/> 貴重品（現金・保険証等）		<input type="checkbox"/> 手袋
家族構成によって必要なもの	<input type="checkbox"/> 粉ミルク	<input type="checkbox"/> 紙おむつ	<input type="checkbox"/> 生理用品
	<input type="checkbox"/> 高齢者や障がい者のための準備品（常備薬や介護用品）		
あると便利なもの	<input type="checkbox"/> 毛布・寝袋	<input type="checkbox"/> カセットコンロ	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> 割り箸	<input type="checkbox"/> 床に敷くシート	<input type="checkbox"/> ゲージ（ペット）
	<input type="checkbox"/> 新聞紙	<input type="checkbox"/> スリッパ	<input type="checkbox"/> 眼鏡

2 避難する場合に気をつけるべき点

避難所へ避難する場合には、注意しなければならない点がいくつかあります。主な点としては、次のとおりです。

● ペットを連れて避難する場合

原則、ペットは共有の避難スペースには同伴できません。ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、共同生活を送る避難所には、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人もおり、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要です。

ペットの飼育は、別のスペースにて行いますが、ペットの給餌や排泄物の処理等飼育や管理については、飼い主の責任において行うものとします。このため、飼い主は、避難する際、ゲージや餌等を用意し避難するように心がけましょう。

● 避難所は土足ではありません

避難所内の共有スペースは、原則土足禁止になります。そのため、避難する場合は、靴を入れる袋やスリッパ等を持参の上、避難するようにしましょう。

5 避難所の開設・解錠

キーワード

避難所の開設基準と避難所の鍵を保有しているのは誰かを把握しておきましょう。

1 開設基準

市では、災害発生時又は発生が予測される場合、次の基準により避難所を開設します。

なお、避難所の開設を決定したときは、市民等に対し、防災行政無線、安中市メール配信サービス、市ホームページ及びテレビ・ラジオ等により情報伝達します。

開設基準	1 安中市災害警戒本部または安中市災害対策本部により避難所開設が決定されたとき
	2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されており、市と調整が出来ないものの市民等から開設を求められたとき
	3 その他、市長が開設を必要と認めたとき

2 避難所の解錠

避難所の解錠は、原則として、次に示す避難所の鍵保有者が行います。

鍵の保有者	1 施設管理者
	2 地元区長
	3 避難所開設責任者（あらかじめ指定された市職員）
	4 安中市



こうめちゃんのつぶやき②

積極的な協力を

避難所の開設については、避難者が押し寄せの中で迅速に行う必要があります。このとき、健康な状態で避難してこられた場合には、受付の設営や駐車場の誘導等、積極的な協力をお願いします。

6 避難者の受入れ

キーワード

避難者の受入れについておおよその流れを確認しましょう。

避難所施設の安全が確認され、開設準備が整ったときは、受付を設置し、避難所内への誘導が行われます。

このとき、避難者の誘導については、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者から優先して行うものとします。

避難所の受付から避難者の誘導までの流れについては、おおむね次のとおりです。

	項目	内容	備考
1	避難者カードの記入	避難所開設責任者等から避難者カードを受け取り、必要事項を記入します。	資料2参照
2	避難者カードの提出	記入したカードを受付へ提出します。	
3	避難スペースへの入室	誘導者の指示により、避難所内の避難スペースへ入室します。	
4	ルール等の確認	受付付近に、避難所のルールが示されるので、適宜確認します。	

なお、避難所の受付、避難スペースへの入室については、次の点に留意しておきます。

- 避難者カードを提出する際に、健康状態や配慮を要する事項があるときは、受付にて申告しておきましょう。
- 避難スペースへの入室・配置は早い者勝ちではありません。状況に応じて、改めて移動をお願いすることがあります。
- 原則として、世帯を1単位に誘導します。
- 観光客や帰宅困難者等、地域住民でない避難者については、まとめて編成することがあります。

7 避難者カードの書き方

キーワード

避難者支援に必要な避難者カードについて、内容や記入方法を確認しましょう。

避難者は、避難所に避難したらまずは、受付前に避難所開設責任者等から避難者カードを受け取り、記入します。この避難者カードは、1世帯で1枚を記入するものであり、迅速かつ適切な避難者支援を行うため、必要事項は全て記入していただく必要があります。

しかし、記載する情報は、個人情報であることから、本人が望まない情報は記入する必要はありません。

【避難者カードの記入方法】

- 避難者カードは1世帯につき1枚を記入します。
- 具体的な記入方法は次のとおりです。

様式2 避難者カード (1/2)

避難所名 _____

避難者カード

※同居家族全員を記入してください。 記入日 年 月 日

住所		電話	
所属する区		避難日時	月 日 時 分
(フリガナ)		退所日時	月 日 時 分
記入者氏名		住所	電話
緊急連絡先	氏名	記入者からみた続柄 ()	

(フリガナ) 氏名 避難の状況 健康状態等 けが・病気の状況等

(フリガナ) 氏名	避難の状況	健康状態等	けが・病気の状況等
生年月日	1 この避難所にいる。	1 良好	
M・T・S・H	2 自宅に残っている。	2 けが	
年 月 日 (歳)	3 他の場所にいる。	3 病気	
男・女	4 連絡が取れない。	4 要配慮	
記入者からみた続柄 ()	(行方不明)	要配慮事由	
	5 死亡		
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			
(フリガナ) 氏名	避難の状況	健康状態等	けが・病気の状況等
生年月日	1 この避難所にいる。	1 良好	
M・T・S・H	2 自宅に残っている。	2 けが	
年 月 日 (歳)	3 他の場所にいる。	3 病気	
男・女	4 連絡が取れない。	4 要配慮	
記入者からみた続柄 ()	(行方不明)	要配慮事由	
	5 死亡		
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			

①

- ・ 記入する方の情報
- ・ 緊急連絡先

を書き込みます。

※避難日時・退所日時は、受付にて記入します。

②

- ・ ①に記入した人の情報も含めた家族全員の情報
- ・ 健康状態
- ・ けが・病気状況

を書き込みます。

※安否情報の外部提供の可否についても確認・記入します。

8 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板

キーワード

災害時に活用できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板について確認しましょう。

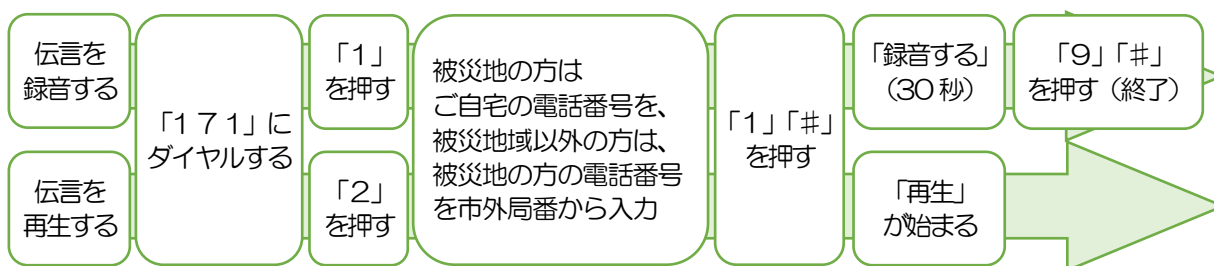
(1) 災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状態となった場合にサービスが提供されます。

事前登録の必要はありませんが、安否確認に活用できるよう、あらかじめ使用方法を確認しておきましょう。

なお、1回に録音できる時間は30秒までで、伝言の保存期間は48時間となります。

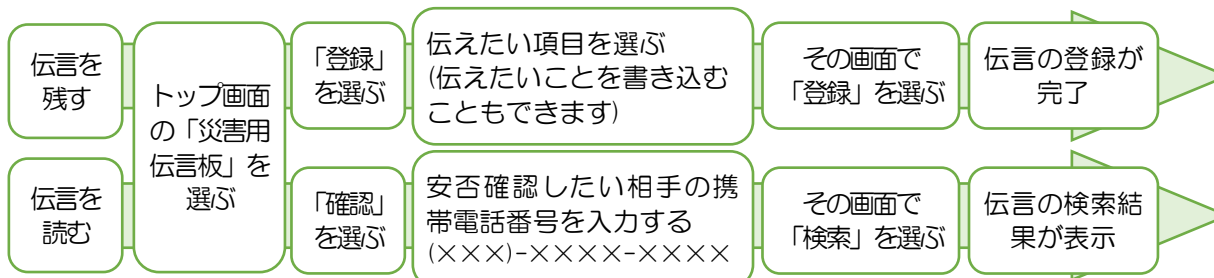
【伝言の録音・再生方法】



(2) 災害用伝言板

災害用伝言ダイヤルと同様のサービスは、インターネットからでも利用できます。スマートフォンや携帯電話、PCからウェブサイトアクセスし、利用します。

【伝言の登録・表示方法】



※ なお、どちらも毎月1日や15日などに体験日が用意されていますので、活用してみましよう。

第3章 避難所の運営は？

この章では、避難所の運営、避難所生活について確認していきます。

- 9 避難所の運営主体
- 10 居住スペースが決められます
- 11 避難所生活のルール
- 12 避難所運営本部とは？
- 13 避難所運営で配慮する点



9 避難所の運営主体

キーワード

基本的な原則と、時間経過により運営主体が変わることを確認しましょう。

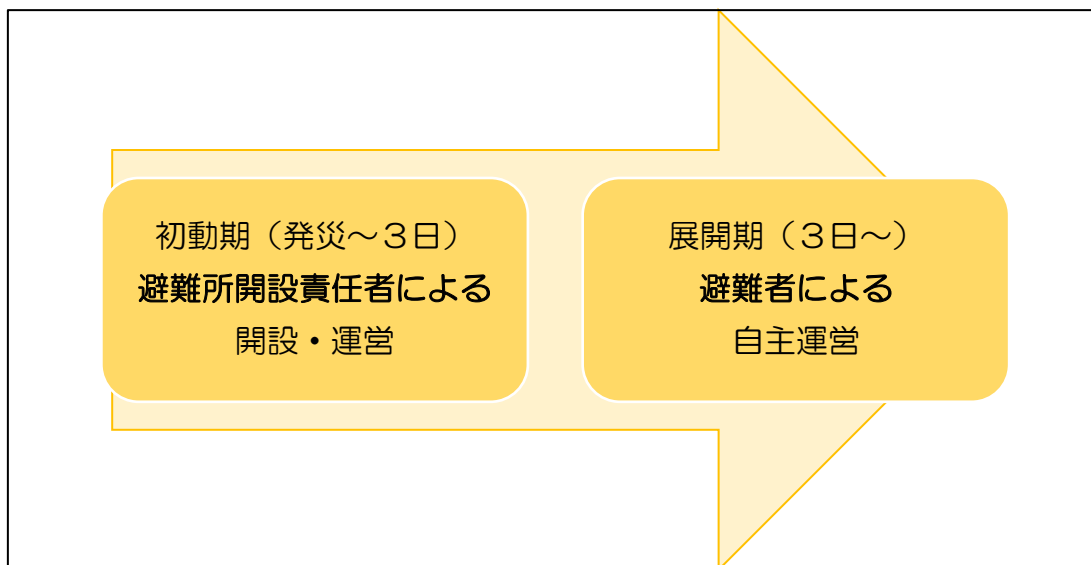
避難所の運営は、行政区や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行うことを原則としています。このとき、避難所開設責任者は、避難所自治組織の確立やボランティア等との調整を行います。

なお、開設当初（初動期）については、施設管理者等の協力を得ながら、避難所開設責任者が運営を行いますが、応急的な対応が落ち着いてきた段階（展開期）で、避難者による自主的な運営体制へ移行していきます。展開期以降の運営体制では、避難所開設責任者、施設管理者は、自主的な運営を支援します。

原則

行政区や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営

【時間の経過で変わる運営主体】



こうめちゃんのつぶやき③

避難所運営の協力体制

発災初期の避難所生活では、避難所開設責任者である市職員が主となりますが、中長期間に移行する中で、避難者による運営に変わっていきます。これは、避難所の運営が行政だけでは成り立たず、避難者、施設管理者、行政の3者が協力しなくてはならないからです。

10 居住スペースが決められます

キーワード

避難所内で設定される、居住スペース・居住組について確認しましょう。

避難所は、避難者の生活拠点が確保されるまでの間の仮の住まいとなりますが、無秩序に避難者を受入れてしまうと、避難者同士のトラブルを招いてしまうおそれがあるほか、本来の施設機能の回復に影響を及ぼしかねません。

このことから、避難者の受入れは、設定した居住スペースを原則とし、その中で行政区等の班や組に相当する居住組を設置します。

(1) 居住スペースの設定

避難所開設責任者と施設管理者は、開設時に協議を行い、立入禁止区域等のほか、避難者が生活する居住スペースを設定します。

【避難所内のスペース（原則）】

一人あたりの居住スペース	2㎡
主要通路	2m
その他の通路	1.2m

災害対策本部等から間仕切りが届いた場合には、世帯で区切り、個人の空間の確保に努めます。

(2) 居住組の設置

居住組は、居住スペース単位で避難者をいくつかに分けた「組」のことを指します。原則として、世帯を1つの単位として編成し、居住スペースを考慮して構成人数を決定します。

また、居住組の設置には、血縁関係や居住地域を基準とし、家族や親族同士、居住地域に基づいた、顔見知り同士を同じ組とする等の配慮が必要です。

なお、居住組を設置した場合は、各組に組長をおきます。この組長は、居住組内の要望を避難所運営本部等へ伝達するほか、避難所運営会議等において決定した事項等を居住組内の避難者に周知する等の役割を担っていただきます。



こうめちゃんのつぶやき④

避難生活が長期化した場合

居住組に組長をおくこととしていますが、避難生活が長期化した場合等では、組長に選出された人が自宅や仮設住宅に移る可能性があります。そのため、副組長を選出しておき、組長の補佐をすることで引継ぎを行えるようにします。

また、居住スペース・居住組は、状況によって再編されることがあります。

11 避難所生活のルール

キーワード

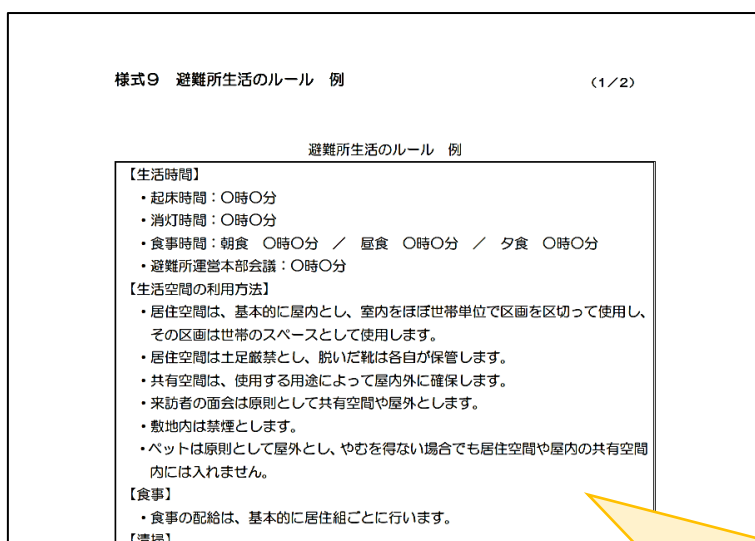
避難者の受入れについて大まかな流れを確認しましょう。

避難所生活では、多くの避難者が共同生活を営むため、避難所内での秩序を維持することが重要となります。そのため、避難所生活のルールを定め、避難者に周知を図ります。

避難所生活のルールは、原則として避難所運営会議で協議を行い決定するものですが、開設直後については、避難所開設責任者や施設管理者等が協議し、最低限のルールを定めます。

なお、このルールは、避難所内のわかりやすいところに掲示するほか、状況に応じ、見直し・更新されます。

【想定される避難所生活のルール 例】



※主な記載事項

- 生活時間（起床・消灯時間等）
- 生活空間の利用方法（居住空間等に関する注意事項、面会場所等）
- 食事時間・配給方法（朝食時間や配給時間等）
- 清掃・ごみ処理方法（清掃の分担やごみ処理の方法等）
- プライバシーの保護について（プライバシーに関する注意事項）

12 避難所運営本部とは？

キーワード

避難所を運営する組織について確認しましょう。

(1) 避難所運営本部の設置

避難所運営が展開期（3日目～）を迎え、避難所生活が長期化することが予想される又は避難者が増える場合等は、円滑な避難所運営を行うための意思決定機関として、避難所運営本部が設置されます。

避難所運営本部の構成員は、避難者から選出された役員、施設管理者、避難所開設責任者等となります。

なお、避難所運営は避難者自身による自主運営が基本となることから、避難所運営本部についても、避難所開設責任者や施設管理者は運営の協力者として携わり、避難者からの役員の人数を多くし、かつ、女性の参画が望まれます。

(2) 避難所運営本部の役割

避難所運営本部の役割としては、避難所運営に関する意思決定機関として、避難所運営会議を開き、避難所生活の全般に携わり、主に次の役割を担います。

避難所運営本部 の役割	避難所内のルール決定・変更と避難者への周知
	避難者の要望・意見のとりまとめ、対応
	災害対策本部との連絡（原則として避難所開設責任者が実施）

(3) 各活動班の設置

避難所運営は、避難所運営本部に任せれば良いというものではなく、個別具体的な運営については、避難者全員が協力し合い実施する必要があります。そのため、活動班を編成し、各居住組から活動班員を選出します。

班名	主な業務内容	
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営本部の事務局業務 避難者名簿の管理協力 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部への報告補助 生活ルール作成 等
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・整理・提供 	<ul style="list-style-type: none"> 取材への対応 等
避難者支援班	<ul style="list-style-type: none"> 郵便物、宅配物の取り次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 孤児、遺児等の把握 等
食糧・物資班	<ul style="list-style-type: none"> 食糧・物資の調達、受入れ 等 	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出し 等
保健・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 医療、介護に係る相談や対応 	<ul style="list-style-type: none"> 各種の衛生管理 等
要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難状況確認・支援 等 	
ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの受入れ、管理・支援団体等との調整 等 	

13 避難所運営で配慮する点

キーワード

避難所運営でどのような点を配慮するのかについて確認しましょう。

(1) 要配慮者への配慮

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病の方等、いわゆる要配慮者の方の体調が悪くならないように、スペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりが重要です。

一方で、要配慮者の中には、特別扱いされることに抵抗を示す人もいるため、配慮をする際は、本人はもちろん家族の意向を確認することが必要となります。

また、生活環境の改善及び福祉避難所や専門施設への移動を検討する場合も考えられます。

(2) 幼児・女性への配慮

大規模災害時、避難所内等では女性や子どもを狙った犯罪が発生する危険性が生じます。また、女性や子どものニーズを考慮し、例えば、生理用品や更衣室、授乳室の必要性について配慮することで、多くの方が安心できる環境が期待できます。

また、女性自身の視点として、避難所運営本部への女性の参画も重要です。女性は家庭的責任を負っていることも多く、家族全員のニーズ、特に育児・介護・衛生・栄養等に関する細かい困りごと・要望や対応方法に関する知識・経験を、より多く持っている傾向にもあります。

女性の参画により、特に高齢者や障害者、子どもたちの命・健康リスクの見守り体制の強化が期待されます。

(3) 学校施設等における児童・生徒等への配慮

学校施設における児童・生徒の在校時に発災した場合、避難所開設責任者と施設管理者は、保護者との引渡し完了するまでの間、児童・生徒の待機場所を定め、避難者とスペースを分けておく等の配慮をします。

また、避難所運営が長期にわたる場合、授業再開等を求められることから、避難所の縮小や、各スペースの再編等を行う必要もあります。

第4章 避難所の閉鎖はいつ？

この章では、避難所の閉鎖について確認していきます。

14 避難所の縮小・統合・閉鎖



14 避難所の縮小・統合・閉鎖

キーワード

避難所の縮小や統合、閉鎖の流れについて確認しましょう。

1 避難所の閉鎖方針

災害救助法による避難所設置の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とされていますが、基本的には、避難者が全て退所されたときに避難所を閉鎖します。

避難所は、あくまでも一過性のものであり、市は、被災者及び地域社会が自立に向けて次の一歩へ踏み出せるよう援助し、少しでも早く避難生活が解消できるよう努めます。

方針 避難者が全て退所したとき

2 避難所の縮小・統合

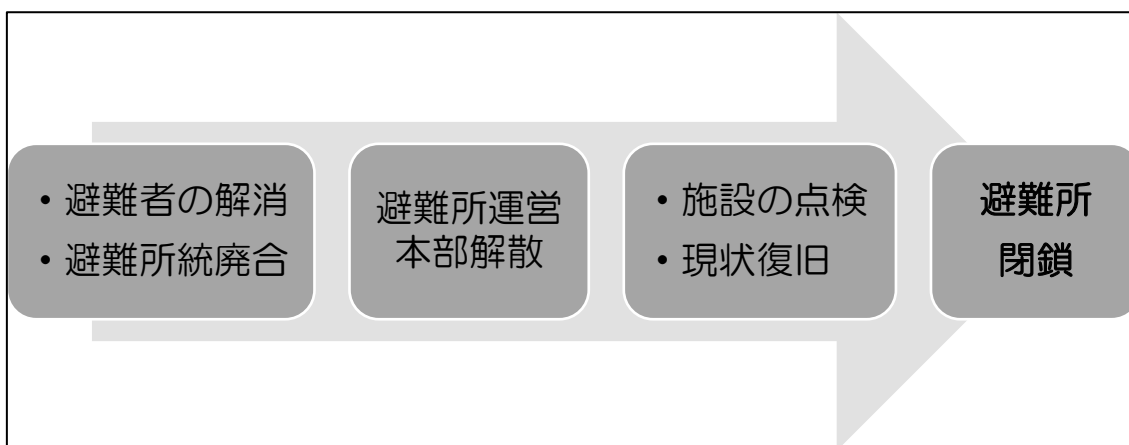
避難所運営が長期間にわたる場合、施設機能の回復（学校であれば授業再開等）も求められることから、居住組や部屋割りの再編と併せ、避難所を縮小していく必要があります。

また、避難者数がわずかとなった際には、避難者の意見を尊重しながら、近隣の避難所との統廃合を検討していきます。

3 避難所の閉鎖

避難所を閉鎖する場合は、避難所開設責任者は、施設管理者とともに施設の点検を行い、原則として使用前の状態に現状復旧した上で、閉鎖します。

【避難所閉鎖までの流れ】



資料編

資料編では、次の資料を掲載しています。

資料1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

資料2 避難者カード



避難ってなんだろう？覚えておきたい14のこと

資料1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

1 指定緊急避難場所

異常な現象ごとの指定について

洪水災害	浸水想定区域及び地形分類図で谷底低地、氾濫原低地と分類される地域に立地していない施設
土砂災害	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区等の危険箇所立地していない施設

凡例：「○」適、「△」適だが注意が必要

番号	所在地区	施設名	住所(地番)	異常な現象の種類		備考
				水害	土砂災害	
1	安中地区	下野尻公会堂(正龍寺境内)	安中四丁目9番3号	○	○	
2		伝馬町公民館	安中三丁目20番16号	○	○	
3		うんどう遊園	安中二丁目14番 地内	○	○	
4		谷津児童公園	安中3-15-1	○	○	
5		谷津公会堂	安中3-13-1	○	○	河川が近い
6		新邸公会堂	安中一丁目5番 地内	○	○	避難スペース小
7		小間公民館	安中1085-1	△	○	河川に挟まれている
8		藤山団地南側公園	安中1350	△	○	北側の公園は山が近い ため不可
9		米山公民館	安中1780	○	△	北側に斜面あり
10		高別当公会堂	高別当371-2	○	○	避難スペース小
11		古屋公会堂	古屋494-3	○	○	
12		安中市ふるや広場	古屋920	○	○	
13		小俣公会堂(漣藻農村公園)	小俣949-2	△	△	低地、北側に斜面あり
14	原市地区	原市第1区住民センター	原市四丁目3番13号	○	○	
15		第2区集会所 原市第2区住民センター	原市三丁目2番30号	△	○	内水氾濫に注意
16		原市第3区甲集会所 原市第3区甲住民センター	原市二丁目2-1111 (原市二丁目11113-1)	○	○	
17		末広町住民センター 原市第3乙区住民センター	原市二丁目10番14号	○	○	
18		原市第4区住民センター	原市1846-1	○	○	
19		第4区八本木公会堂	原市1660-1	○	○	
20		杉名公民館	原市3912-1	○	○	
21		5区集会所(宮内集会所)	原市2143-10	○	○	
22		原市6区集会所	郷原2910-4	○	○	
23		郷原公会堂 原市第7区公会堂	郷原1270-1	○	○	
24		嶺公会堂	嶺甲506	○	○	避難スペース小
25		原市第9区住民センター (築瀬公会堂)	築瀬743	○	○	
26		築瀬二子塚古墳公園	築瀬756-1	○	○	
27		磯部地区	上磯部公会堂	磯部2丁目4番16号	○	○
28	磯部第2区 金井自治会公会堂		磯部3丁目10番30号	○	○	避難スペース小
29	磯部児童公園		磯部3-18-15	○	○	避難スペース小
30	金谷戸公会堂		東上磯部1841-38	○	○	
31	磯部宮本自治会公民館 (磯部陣中社務所)		下磯部140-2	○	○	
32	新井公会堂(第8区公会堂)		東上磯部1964-2	○	○	避難スペース小
33	馬場公会堂		下磯部547-1	○	○	
34	大竹住民センター		大竹463-2	○	○	避難スペース小 河川が近い

避難ってなんだろう？覚えておきたい14のこと

番号	所在地区	施設名	住所(地番)	異常な現象の種類		備考
				水害	土砂災害	
35	東横野地区	上宿公会堂	中野谷2363	○	○	避難スペース小
36		中屋敷公会堂	中野谷2138-3	○	○	
37		宮本住民センター (咲前神社)	鷲宮3308	○	○	
38		金平居公会堂	鷲宮1199	△	○	低地、避難スペース小
39		上平公会堂	鷲宮375-6	○	○	
40		白山公園及び研修センター (鰻橋転作研修施設)	上間仁田371-1	○	○	
41		第17区後小峰公会堂	下間仁田169-2	○	○	避難スペース小
42		上耕地公会堂	下間仁田850-1	○	○	
43	岩野谷地区	東岩井公会堂	岩井434	○	○	避難スペース小
44		中岩井公会堂	岩井1596-3	○	○	
45		北野殿公会堂	野殿956	○	○	
46		東野殿公会堂	野殿1923	○	△	山地災害危険地区
47		中野殿公会堂	野殿1874-1	○	△	東側に傾斜あり
48		第6区水境公会堂	野殿3179-3	△	○	河川が近い
49	板鼻地区	板鼻第5区集会所	板鼻2087-1	○	○	
50	秋間地区	1区3班集会所	西上秋間409-1	○	○	
51		みのりが丘集会所	秋間みのりが丘3-174	○	○	
52		パノラマパーク	秋間みのりが丘 地内	○	△	山地災害危険地区
53		秋間第15区公民館	中秋間1367-3	○	○	
54		秋間農村公園	下秋間1480-1	△	○	低地、南側に斜面あり
55		自性寺集会所	下秋間310	○	△	土砂災害警戒区域
56	後閑地区	下後閑公民館	下後閑1338-1	○	○	
57		旧後閑3区住民センター	下後閑1479-1	○	○	避難スペース小
58	後閑地区	下後閑西集会所	下後閑15-1	○	○	
59		下後閑コミュニティセンター	下後閑1429-1	○	○	
60		中後閑ふれあいセンター (旧9区集会所)	中後閑611	○	○	
61		11区公会堂	中後閑1679-1	△	○	低地、避難スペース小
62		12区公会堂	中後閑2314-3	△	△	低地、北側に崖
63		14区公会堂	中後閑2662	△	○	内水氾濫に注意
64		上後閑上里ふれあいの会 (旧18区集会所)	上後閑2686-2	○	△	土砂災害警戒区域
65	松井田地区	上本町公民館	松井田町新堀388-1	○	○	屋外避難スペース無
66		中宿住民センター	松井田町新堀388-16	○	○	
67		新町公民館	松井田町新堀236-19	○	△	山地災害危険地区
68		森崎住民センター	松井田町新堀6	○	○	
69		上町住民センター (公園)	松井田町松井田549	○	○	
70		仲町公会堂	松井田町松井田400-2	○	○	
71		仲町駐車場	松井田町松井田582	○	○	
72		下町集会所	松井田町松井田815-5	○	○	
73		新田町公民館	松井田町松井田138	○	○	
74		北横町住民センター	松井田町松井田842-2	○	△	急傾斜地内
75		南町公民館	松井田町松井田415-2	○	○	
76	南横町自治会駐車場	松井田町松井田273-1	○	○		
77	臼井地区	麻苧茶屋	松井田町横川1441	○	△	
78		おぎのやドライブイン 東側駐車場	松井田町横川327-22 付近	○	○	
79		西尾公会堂	松井田町五料2780	○	△	土砂災害警戒区域
80		梨の木公民館	松井田町五料1408乙	○	△	裏に山あり
81		高墓住民センター	松井田町五料1825-3	○	○	
82		小竹公民館	松井田町五料3798-5	○	○	

番号	所在地区	施設名	住所(地番)	異常な現象の種類		備考
				水害	土砂災害	
83	坂本地区	くつろぎの郷 駐車場	松井田町坂本1258	○	○	
84		坂本公民館 駐車場	松井田町坂本216	○	○	
85		坂本・原生きがいセンター	松井田町原405	○	○	
86		坂本スポーツ広場	松井田町原 地内	○	○	
87		原生活改善センター	松井田町原240	○	○	
88		灘田住民センター	松井田町原641	○	△	土砂災害警戒区域
89		入牧生きがいセンター(グラウンド)	松井田町北野牧18196	○	○	
90		中区公民館	松井田町入山甲648	○	△	裏に土手あり
91		西横野地区	上人見公会堂	松井田町人見1806	○	○
92	塚原公会堂		松井田町人見535	○	○	
93	大王寺公会堂		松井田町人見889	○	○	
94	大王寺団地公園		松井田町人見1533-1	○	○	
95	高野谷戸公会堂		松井田町人見1015-8	○	○	
96	二軒在家公会堂		松井田町二軒在家822	○	○	
97	烏留公会堂		松井田町二軒在家413-3	○	○	
98	烏留住民センター		松井田町二軒在家686-9	○	○	
99	三日市住宅団地公園		松井田町二軒在家650-63	○	○	
100	別所住民センター		松井田町二軒在家1311-2	○	○	
101	八城集会所		松井田町八城441	○	○	
102	八城西住民センター		松井田町八城170-1	○	○	
103	行田公会堂		松井田町行田101-1	△	○	低地
104	九十九地区		下増田集会所	松井田町下増田2056	△	△
105		転作促進施設 (上高梨子公会堂)	松井田町高梨子1286-1	○	○	
106		下高梨子公民館	松井田町高梨子812-1	△	○	低地
107		九十九地区生涯学習センター	松井田町国衛84-1	○	○	
108	小日向ふれあいセンター (小日向ふれあい広場)	松井田町小日向777	○	○		
109	細野地区	土塩2区公会堂	松井田町土塩1568	△	○	低地
110		土塩1区住民センター	松井田町土塩893-9	○	△	土砂災害警戒区域
111		細野4区多目的集会施設	松井田町土塩107-2	○	△	土砂災害警戒区域
112		新井5区住民センター	松井田町新井752	△	○	低地、避難スペース小
113		旧6区ゲートボール場	松井田町新井1423-3	△	○	低地
114		上増田東区9東公会堂	松井田町上増田3509	○	○	
115		十二区住民センター	松井田町上増田993-1	○	△	山地災害危険地区
116		11区多目的集会所	松井田町上増田2054	○	△	土砂災害警戒区域

2 指定避難所

番号	避難所	地区	電話番号	対象区域
1	市立安中小学校体育館	安中	381-0215	安中3～4区の内、碓氷川より北側の区域
②	市立第一中学校体育館	//	381-0459	安中2～2区
③	安中公民館	//	382-7641	安中3～5区の内、碓氷川より南側の区域
4	文化センター	//	381-0586	安中6区・8区
5	安中市光陽館	//	382-5898	安中2区
6	安中体育館	//	382-5299	安中4区・5区・9区
7	米山体育館	//	381-1990	安中8区・9区・10区・12区
8	県立安中総合学園 高等学校体育館	安中市	381-0227	安中5区・7区・10区・11区 原市1区・2区
9	市立原市小学校体育館	原市	385-8258	原市2区・原市3甲区・3乙区
10	旧市立原市小学校御原分校	//	385-8210	原市7区
11	市立第二中学校体育館	//	385-7857	原市5区・8区
12	市立原市保育園	//	385-5233	原市9区

避難ってなんだろう？覚えておきたい14のこと

番号	避難所	地区	電話番号	対象区域
13	原市公民館	原市	385-4832	原市4区・9区
14	原市体育館	//	385-4083	原市3甲区・4区・6区・9区
15	磯部温泉会館	磯部	385-6555	磯部1区・2区
16	磯部公民館	//	385-4834	磯部2区・3区
17	市立磯部小学校体育館	//	385-5965	磯部3～5区
18	東横野公民館	東横野	382-4974	東横野1～3区
19	市立東横野小学校体育館	//	382-5773	東横野3～6区
20	学習の森	//	382-7622	東横野5区・6区
②	市立碓東小学校体育館	安中 岩野谷	382-4325	安中1区 岩野谷1区・2区
22	岩野谷公民館	岩野谷	382-4968	岩野谷3～7区
③	板鼻公民館	板鼻	382-4967	板鼻地区のおおむね国道18号南側
24	老人福祉センター	//	382-2929	板鼻地区のおおむね国道18号北側
25	市立秋間小学校体育館	秋間	381-0494	秋間1区・2区・みのりが丘区
26	秋間公民館	//	382-4969	秋間3～5区
27	市立後閑小学校体育館	後閑	385-8178	後閑1区・2区
28	後閑公民館	//	385-4835	後閑3～5区
29	上後閑体育館	//	385-3388	後閑5区
30	市立松井田東中学校体育館	松井田	393-1122	上本町区・本町区・新堀中宿区・新町区
31	松井田文化会館	//	393-4400	上本町区・本町区・新堀中宿区
32	市立松井田小学校体育館	//	393-1521	森崎区・上町区・仲町区・北横町区・紺屋町区
33	県立松井田高等学校体育館	//	393-1525	下町区・南横町区・新田琵琶ノ窪区
34	旧市立松井田第一保育園	松井田 臼井	-	源ヶ原区・五料東区
35	市立臼井小学校体育館	臼井	395-2050	五料西区・五料中区
36	旧市立松井田西中学校校舎	臼井 坂本	-	横川西区・横川東区 原区
37	坂本体育館	坂本	395-2428	坂本1区・2区・入牧1区・2区
38	入牧生きがいセンター	//	-	入牧1区・2区
39	市立西横野小学校体育館	西横野	393-1127	上人見区・法正寺区・塚原区・大王寺区 高野谷戸区・二軒在家区・別所区
40	市立松井田南中学校体育館	//	393-1320	烏留北区・烏留南区・八城東区・八城西区・行田区
41	市立まついた保育園	//	393-3892	八城西区・行田区
42	市立九十九小学校体育館	九十九	393-1123	下増田区・国衙白石区
43	九十九地区生涯学習センター	//	393-4236	高梨子区・国衙白石区
44	小日向ふれあいセンター	//	-	小日向区
45	細野ふるさとセンター	細野	393-1311	土塩西区・土塩東区
46	市立細野小学校体育館	//	393-1322	新井区
47	市立松井田北中学校体育館	//	393-1520	上増田東区・上増田西区

〔備考〕

- 上記のほか、被災地に近く集团的に収容できる既存建物を優先し、一般的な指定順位は、おおむね次のとおりとします。
 - ア 各地区住民センター・公会堂
 - イ 神社・寺院
 - ウ その他の公共的建物
 - エ その他の民間施設
- 2 避難所においては区長等の協力を得て、別に定める避難所開設担当職員が避難者の人数、氏名等を把握します。また、指定避難所以外へ避難した場合は、最寄りの指定避難所または災害対策本部へ連絡します。
- 3 ○で示した避難所は河川の浸水想定区域内等に位置するため、水害時には機能せず、下記のとおり避難するものとします。
 - ア 市立第一中学校体育館…文化センター、安中市光陽館
 - イ 安中公民館…文化センター、県立安中総合学園高等学校体育館及び市立安中小学校体育館
 - ウ 市立碓東小学校体育館…岩野谷公民館、安中市光陽館及び市立安中小学校体育館、文化センター
 - エ 板鼻公民館…老人福祉センター
- 4 平日夜間・休日等、状況に応じて最寄りの避難所に避難します。

資料2 避難者カード

(1/2)

避難所名 _____

避難者カード

No. _____

※同居家族全員を記入してください。

記入日 年 月 日

住所		電話	
所属する区			
(フリガナ)		避難日時 月 日 時 分	
記入者氏名		退所日時 月 日 時 分	
緊急連絡先	住所	電話	
	氏名	記入者からみた続柄 ()	

(フリガナ) 氏名	避難の状況	健康状態等	けが・ 病気の状況等
	1 この避難所にいる。	1 良好	
	2 自宅に残っている。	2 けが	
生年月日	3 他の場所にいる。	3 病気	
M・T・S・H 年 月 日 (歳)	[]	4 要配慮 要配慮事由	
男・女	4 連絡が取れない。 (行方不明)	[]	
記入者からみた続柄 ()	5 死亡		
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			
(フリガナ) 氏名	避難の状況	健康状態等	けが・ 病気の状況等
	1 この避難所にいる。	1 良好	
	2 自宅に残っている。	2 けが	
生年月日	3 他の場所にいる。	3 病気	
M・T・S・H 年 月 日 (歳)	[]	4 要配慮 要配慮事由	
男・女	4 連絡が取れない。 (行方不明)	[]	
記入者からみた続柄 ()	5 死亡		
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			
(フリガナ) 氏名	避難の状況	健康状態等	けが・ 病気の状況等
	1 この避難所にいる。	1 良好	
	2 自宅に残っている。	2 けが	
生年月日	3 他の場所にいる。	3 病気	
M・T・S・H 年 月 日 (歳)	[]	4 要配慮 要配慮事由	
男・女	4 連絡が取れない。 (行方不明)	[]	
記入者からみた続柄 ()	5 死亡		
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			

(表)

(フリガナ) 氏名	避難の状況	健康状態等	けが・ 病気の状況等
	1 この避難所にいる。	1 良好	
	2 自宅に残っている。	2 けが	
生年月日	3 他の場所にいる。	3 病気	
M・T・S・H	[]	4 要配慮	
年 月 日 (歳)	4 連絡が取れない。	要配慮事由	
男・女	(行方不明)	[]	
記入者からみた続柄 ()	5 死亡		
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			
(フリガナ) 氏名	避難の状況	健康状態等	けが・ 病気の状況等
	1 この避難所にいる。	1 良好	
	2 自宅に残っている。	2 けが	
生年月日	3 他の場所にいる。	3 病気	
M・T・S・H	[]	4 要配慮	
年 月 日 (歳)	4 連絡が取れない。	要配慮事由	
男・女	(行方不明)	[]	
記入者からみた続柄 ()	5 死亡		
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			
(フリガナ) 氏名	避難の状況	健康状態等	けが・ 病気の状況等
	1 この避難所にいる。	1 良好	
	2 自宅に残っている。	2 けが	
生年月日	3 他の場所にいる。	3 病気	
M・T・S・H	[]	4 要配慮	
年 月 日 (歳)	4 連絡が取れない。	要配慮事由	
男・女	(行方不明)	[]	
記入者からみた続柄 ()	5 死亡		
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			
(フリガナ) 氏名	避難の状況	健康状態等	けが・ 病気の状況等
	1 この避難所にいる。	1 良好	
	2 自宅に残っている。	2 けが	
生年月日	3 他の場所にいる。	3 病気	
M・T・S・H	[]	4 要配慮	
年 月 日 (歳)	4 連絡が取れない。	要配慮事由	
男・女	(行方不明)	[]	
記入者からみた続柄 ()	5 死亡		
※安否情報の外部提供 可 ・ 否			

※避難者カードに記載された情報は、避難所運営における各種支援活動において必要な情報であることから、避難所内で共有します。

※避難行動要支援者情報や行方不明者情報は、支援や搜索の必要上、外部提供を「否」とした場合でも、関係機関に提供する場合があります。

(裏)

避難ってなんだろう？覚えておきたい**14**のこと

平成29年3月 初版 作成発行

編集・発行 安中市 総務部危機管理課
群馬県安中市安中一丁目23番13号
TEL:027-382-1111
FAX:027-329-6065
